



平成 29 年 5 月 11 日

各 位

会社名 オルガノ株式会社
代表者名 代表取締役社長
鯉江 泰行
(コード番号 6368 東証第一部)
問合せ先 経営統括本部 経営企画部長
須田 信良
(TEL. 03-5635-5111)

単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 72 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、単元株式数の変更、株式併合及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成 30 年 10 月 1 日までに全国証券取引所に上場する内国会社の普通株式の売買単위를 100 株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」及び「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5万円以上50万円未満）の水準に調整することを目的として、当社株式について5株を1株にする併合（以下、「本株式併合」といいます。）を実施いたします。

(2) 併合の内容

- ① 併合する株式の種類 普通株式
- ② 併合の比率 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。
- ③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	57,949,627株
併合により減少する株式数	46,359,702株
併合後の発行済株式総数	11,589,925株

（注）「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	6,452名（100.0%）	57,949,627株（100.0%）
5株未満	130名（2.0%）	167株（0.0%）
5株以上	6,322名（98.0%）	57,949,460株（100.0%）

（注）上記株主構成を前提として本株式併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有の株主様130名（所有株式数の合計167株）は、株主の地位を失うこととなります。なお、本株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合後の発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、本株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少いたします。

併合前の発行可能株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	126,960,000 株
併合後の発行可能株式総数	25,392,000 株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合及び「3. 定款の一部変更」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

- ① 上記「2. 株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第 6 条（発行可能株式総数）に所要の変更を行うとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、現行定款第 7 条（単元株式数）に所要の変更を行うものであります。
- ② 現行定款第 6 条（発行可能株式総数）及び第 7 条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって生ずるものとし、附則に所要の規定を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 2,696 万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,539 万 2 千株</u> とする。
(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 7 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新 設)	附則 <u>第 6 条（発行可能株式総数）及び第 7 条（単元株式数）の変更は、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は当該株式併合の効力発生日の経過をもって削除する。</u>

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 11 日 (木)
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 29 日 (木) (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (日) (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (日) (予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (日) (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日になります。

以 上

添付資料：(ご参考) 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

(ご参考)

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 1. 単元株式数とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当社の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが、今回の単元株式数の変更になります。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数変更と株式併合の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、平成30年10月1日までに全国証券取引所に上場する内国会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更を行うとともに、当社株式について証券取引所が望ましいとしている投資単位(5万円以上50万円未満)の水準に調整することを目的として、当社株式について5株を1株にする併合を実施することといたしました。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少すると、その資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で当社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主の皆様が所有される当社株式の資産価値に変動はございません。

株式併合後においては、株主の皆様が所有される当社株式数は併合前の5分の1となりますが、1株当たりの資産価値は5倍となります。また、株価につきましても理論上は株式併合前の5倍となります。

Q 5. 受け取る配当金への影響はありますか。

A 5. 株式併合により株主様の所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を除けば、株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 所有株式数や議決権はどうなりますか。

A 6. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日（予定））前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		→	効力発生後		
	株式数	議決権数		株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個		400 株	4 個	なし
例②	1,000 株	1 個		200 株	2 個	なし
例③	512 株	なし		102 株	1 個	0.4 株
例④	116 株	なし		23 株	なし	0.2 株
例⑤	4 株	なし		なし	なし	0.8 株

- ・株式併合の結果、1 株に満たない端数株式が生じた場合（上記例③～⑤のような場合）は、端数株式のすべてを当社が一括して売却処分し、その処分代金を各株主様の有する端数の割合に応じて、平成 29 年 12 月上旬頃にお支払いいたします。
- ・効力発生前のご所有株式数が 5 株未満の場合（上記例⑤のような場合）は、株式併合によりすべてのご所有株式数が端数株式となるため、株主としての地位を失うこととなります。
- ・株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です（上記例③～⑤のような場合）。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 7. 投資単位（1 単元株式数あたりの投資金額）はどうなりますか。

A 7. 理論上ですが、投資単位は株式併合前の 2 分の 1 となる見込みです。

（ご参考）平成 29 年 3 月 31 日の終値（500 円）を元に試算した場合

併合前 500 円（株価） × 1,000 株（単元株式数） = 500,000 円（投資単位）

併合後 2,500 円（理論上株価） × 100 株（単元株式数） = 250,000 円（投資単位）

Q 8. 株式併合によって単元未満株式が生じた場合、買増しや買取りをしてもらえますか。

A 8. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、引き続き単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q9. 株主自身で何か必要な手続きはありますか。

A9. 特段のお手続きの必要はございません。

Q10. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A10. 次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日 (木)	定時株主総会開催日
平成 29 年 9 月 26 日 (火)	現在の単元株式数 (1,000 株) での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日 (水)	変更後の単元株式数 (100 株) での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 (日)	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力 発生日
平成 29 年 10 月下旬	株式併合割当通知発送
平成 29 年 12 月上旬	端数株式処分代金のお支払開始

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社
連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以 上